

横手市消防団員を募集しています

●地域の防災にあなたの力を貸してください●



◆消防団とは

消防団は、消防本部や消防署と同様に、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担います。

◆消防団員の身分

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害が発生したときに自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動、救助活動を行う「非常勤特別職の地方公務員」です。

◆入団資格

「横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」により、横手市に在住または勤務する方で年齢が18歳以上の方ならどなたでも入団できます。

◆消防団の活動

災害時



消火活動



水防活動

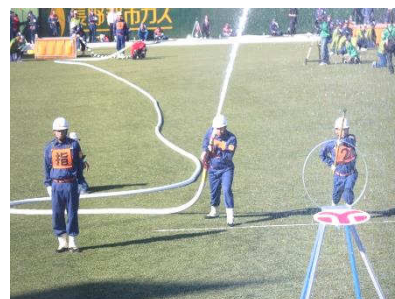


救助活動

平常時



防災訓練



消防訓練



地域防火パレード

(平成28年山内消防団が全国大会に出場)

◆女性消防団員の活動

全国的に男性消防団員は減少していますが、女性消防団員は増加しています。横手市では現在33名の女性消防団員が活動しています。会社勤めの方から主婦の方まで、地域に密着している女性だからこそ力を発揮できる場面があります。

平常時の活動は世帯訪問による火災予防運動を中心に、災害時には避難誘導や炊き出しなどの後方支援を行っています。また、有事の際に迅速に対応できるよう救命講習の積極的な受講や軽可搬ポンプ操法を習得しています。



消防学校での救命講習



軽可搬ポンプ操法を習得



世帯訪問活動

◆消防団入団後の処遇

災害現場で危険な活動に従事することから、活動中に死傷もしくは疾病にかかった場合には公務災害補償が受けられるほか、次のような待遇があります。

- ★ 年額報酬のほか、災害または訓練出動した際の出動手当（1回あたり2,500円）が支給されます。
- ★ 5年以上消防団員として活動し、退職した場合は退職金が支給されます。
- ★ 消防団活動に必要な活動服などが貸与されます。
- ★ 職務にあたっての功労、功績による表彰制度があります。

◆入団を希望される方へ

消防団へ入団を希望される方や消防団について詳しく知りたい方は、次の消防団事務局へご連絡または集落の消防団員へお声がけください。

- ★ 横手市消防本部 総務課 ☎0182-32-1111
- ★ 横手市まちづくり推進部 横手地域課 ☎0182-32-2701
- ★ 横手市まちづくり推進部 増田地域課 ☎0182-45-5510
- ★ 横手市まちづくり推進部 平鹿地域課 ☎0182-24-1111
- ★ 横手市まちづくり推進部 雄物川地域課 ☎0182-22-2111
- ★ 横手市まちづくり推進部 大森地域課 ☎0182-26-2111
- ★ 横手市まちづくり推進部 十文字地域課 ☎0182-42-5111
- ★ 横手市まちづくり推進部 山内地域課 ☎0182-53-2111
- ★ 横手市まちづくり推進部 大雄地域課 ☎0182-52-2111

横手市ホームページからも確認できます。

横手市 消防団募集



検索